熊本第一信用金庫

「当座勘定規定」の一部改定について

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび、当金庫では、令和5年9月1日(金)から、当座勘定規定を一部改定することといたしましたので、お知らせいたします。

なお、改定後の規定は、本改定前よりお取引いただいているお客様にも適用されますので、予めご了承くださいますようお願いいたします。

〇改定内容

※以下の下線部の条項を追加・変更します。

第9条. (支払の範囲)

- (1)呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。
- (2) 呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振 込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により15時以降に入金し た資金を支払いに充当することもできるものとします。
- (3) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。

以上